



薬生食検発 0326 第 1 号  
令和 2 年 3 月 26 日

航空会社 各位

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室長



### 新型コロナウイルス感染症の発生に係る協力依頼について

日頃より、検疫業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の拡大を受けて、検疫による水際対策を着実に実施するため、航空機における感染拡大の防止に向けた対策をとる必要があります。

今般、感染症の発生状況を踏まえ、検疫強化対象地域<sup>\*1</sup>について、14 日間の滞在歴等を確認することとしています。

今般、感染症の発生状況を踏まえ、検疫強化対象地域を一部追加しますので、下記の事項について御協力賜りたくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 「機内アナウンス」の実施について

検疫強化対象地域からの本邦到着便について、「機内アナウンス」を実施すること。

アナウンスの際には、検疫強化対象地域への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出る旨を周知すること。また、咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服薬している場合においても、引き続き検疫ブースにおいて、検疫官へ申し出る旨を周知すること。なお、検疫官より赤または青の紙を配布いたしますので、入国するまでの間、紛失しないよう注意をうながすこと。

##### 2 「健康カード」の配布について

検疫強化対象地域からの本邦到着便について、機内で、体調不良の際に申し出るよう客室乗務員へ依頼すること及び国内滞在中の留意事項等について記載した「健康カード」を機内に搭載し、客室乗務員から乗客へ配布すること。

##### 3 「質問票」の配布について

入管法に基づく入国制限対象地域<sup>\*2</sup>からの本邦到着便について、機内において、質問票を配布し、機内で記入の上、検疫官へ提出するよう周知すること。

(※1) 検疫強化対象地域

東アジア	中国、韓国の全域（3月9日午前0時から追加）
ヨーロッパ	シェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク）、アイルランド、アンドラ、英國、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域（3月21日午前0時から追加）
中東	イランの全域（3月21日午前0時から追加） イスラエル、カタール、バーレーンの全域（3月27日午前0時から追加）
アフリカ	エジプトの全域（3月21日午前0時から追加） コンゴ民主共和国の全域（3月27日午前0時から追加）
北米	米国の全域（3月26日午前0時から追加）
東南アジア	インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシアの全域（3月27日午前0時から追加）

(※2) 入管法に基づく入国制限対象地域（これらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否の対象となります）

東アジア	中国	(2/1～) 湖北省 (2/13～) 浙江省
	韓国	(2/27～) 大邱広域市、慶尚北道清道郡 (3/7～) 慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡)
ヨーロッパ	アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイスランド、サンマリノ	(3/27～全域)
中東	イラン	(3/27～) 全域